

(別記様式2：不利益処分)

課 名	住宅課	N○	1
法 令 名	高齢者の居住の安定確保に関する法律		
根 拠 条 項	第8条第1項 8-1		
処分等の概要	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の拒否		
<p>法令によって判断基準が十分具体化されつくしているため設けない。</p> <p>拒否基準は、法第8条第1項に定められている。</p>			

(別記様式2：不利益処分)

課 名	住宅課	No	2
法 令 名	高齢者の居住の安定確保に関する法律		
根 拠 条 項	第13条第1項第2号、第3号	13-1(2), (3)	
処分等の概要	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の抹消		
<p>法令によって判断基準が十分具体化されつくしているため設けない。</p> <p>抹消の基準は、法第13条第1項第2号及び第3号に定められている。</p>			

(別記様式2：不利益処分)

課 名	住宅課	No	3
法 令 名	高齢者の居住の安定確保に関する法律		
根 拠 条 項	第24条第1項 24-1		
処分等の概要	サービス付き高齢者向け住宅の登録事業者等に対する報告聴取、立入検査		
事案ごとの裁量が大きいため設定が困難			
(参考) サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の施行に必要な範囲において行う。			

(別記様式2：不利益処分)

課 名	住宅課	No	4
法 令 名	高齢者の居住の安定確保に関する法律		
根 拠 条 項	第25条第1項～第3項	25-1, 2, 3	
処分等の概要	サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事業者等に対する指示		
事案ごとの裁量が大きいため設定が困難			
(参考) サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の施行に必要な範囲で行う。			

(別記様式2：不利益処分)

課 名	住宅課	No	5
法 令 名	高齢者の居住の安定確保に関する法律		
根 拠 条 項	第 26 条第 1 項、第 2 項	26-1, 2	
処分等の概要	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の取消し		
<p>法令によって判断基準が十分具体化されつくしているため設けない。</p> <p>取消基準は、法第 26 条に定められている。</p>			

(別記様式2：不利益処分)

課名	住宅課	No	6
法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律		
根拠条項	第27条第1項 27-1		
処分等の概要	サービス付き高齢者向け住宅登録事業の所在不明者等に関する登録の取消し		
<p>法令によって判断基準が十分具体化されつくしているため設けない</p> <p>取消基準は、法第27条第1項に定められている。</p>			

(別記様式2：不利益処分)

課 名	住宅課	No	7
法 令 名	高齢者の居住の安定確保に関する法律		
根 拠 条 項	第33条第3項 33-3		
処分等の概要	指定登録機関の登録事務規程に関する変更命令		
当面、登録機関指定の見込みがないため設けない。			

(別記様式2：不利益処分)

課 名	住宅課	No	8
法 令 名	高齢者の居住の安定確保に関する法律		
根 拠 条 項	第35条 35		
処分等の概要	指定登録機関に対する監督命令		
当面、登録機関指定の見込みがないため設けない。			

(別記様式2：不利益処分)

課 名	住宅課	No	9
法 令 名	高齢者の居住の安定確保に関する法律		
根 拠 条 項	第36条第1項 36-1		
処分等の概要	指定登録機関に対する報告徴収、立入検査		
当面、登録機関指定の見込みがないため設けない。			

(別記様式 2 : 不利益処分)

課 名	住宅課	No	10
法 令 名	高齢者の居住の安定確保に関する法律		
根 拠 条 項	第 38 条第 1 項、第 2 項	38-1, 2	
処分等の概要	指定登録機関の指定の取消し、登録事務の停止命令		
当面、登録機関指定の見込みがないため設けない。			

(別記様式2：不利益処分)

課名	住宅課	No	11
法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律		
根拠条項	第65条 65		
処分等の概要	終身建物賃貸借の認可事業者に対する助言及び指導		
<p>事案ごとの裁量が大きいため設定が困難</p> <p>(参考) 知事は、認可事業者に対し、基本方針を勘案し、認可住宅の管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めるものとする。(法第65条)</p>			

一部改正

(別記様式2：不利益処分)

課名	住宅課	No	12
法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律		
根拠条項	第66条 66		
処分等の概要	終身建物賃貸借事業の荷か事業者に対する報告の徴収		
<p>事案ごとの裁量が大きいため設定が困難</p> <p>(参考) 知事は、認可事業者に対し、認可住宅の管理の状況について報告を求めることができる。</p>			

一部改正

(別記様式 2 : 不利益処分)

課 名	住宅課	No	13
法 令 名	高齢者の居住の安定確保に関する法律		
根 拠 条 項	第 68 条 68		
処分等の概要	終身建物賃貸借事業の認可事業者に対する改善命令		
<p>事案ごとの裁量が大きいため設定が困難</p> <p>(参考) 知事は、認可事業者が第 54 条各号に掲げる基準に適合して認可住宅の管理を行っていないと認めるときは、当該認可事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(法第 68 条)</p>			

一部改正

(別記様式2：不利益処分)

課 名	住宅課	No	14
法 令 名	高齢者の居住の安定確保に関する法律		
根 拠 条 項	第 69 条 69		
処分等の概要	終身建物賃借事業の認可の取消し		
<p>法令によって判断基準が十分具体化されつくしているため設けない。</p> <p>取消基準は、法第 69 条に定められている。</p>			

一部改正